

銚田・大洗広域事務組合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例

制定 令和5年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職)

第2条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、事務局長とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第3条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。